

「令和6年度 読書活動支援1000冊プラン」実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

本事業は、条例による図書館未設置自治体内の学校及び公民館図書室における読書活動を支援するため、指定する自治体の教育委員会に対し、児童用図書を最大1,000冊、1年間貸し出す。

2 貸出指定自治体、貸出冊数及び指定期間について

- (1) 貸出しを指定する自治体は、教育委員会と学校及び公民館図書室が連携・協力し、子供の読書活動の推進に意欲的に取り組もうとする自治体とする。
- (2) 貸出冊数は40冊単位で最大1,000冊までとし、貸出指定期間は1年間とする。

3 申込み及び貸出しの可否の決定について

- (1) 貸出しを希望する町村教育委員会は、**「申込書」(別紙様式1)**を下記担当あてに**メールで提出**する。
- (2) 申込期間は、**令和5年11月30日(木)から12月21日(木)まで**とする。
- (3) 「申込書」を審査の上、貸出可否を決定し、令和6年1月12日(金)までに通知する。
※申込冊数が貸出予定冊数(5,000冊)を超えた時は、貸出冊数を調整する場合があります。

4 図書の搬送方法及び利用について

- (1) 貸出・返却時の図書の運搬は、群馬県立図書館が行う。
- (2) 貸出指定自治体内における図書の利用・交換・配置は、各教育委員会の計画を基に自由に行ってよい。

5 借受手続について

指定自治体の教育委員会は、**図書の配布後に「図書借受書」(別紙様式2)及び「指定自治体詳細報告書」(別紙様式3)**を下記担当あて**メールで提出**する。

※「図書借受書」及び「指定自治体詳細報告書」は、公印省略可。

6 貸出図書の亡失・汚破損等について

貸出資料が亡失または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用する。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童による場合は、賠償を免除することができる。

7 その他

申込み等に係る書類については、県立図書館 Web ページからダウンロードすることができる。

【トップページ上部メニュー - 学校・県内図書館のページ - 学校への貸出 - 読書活動支援1000冊プラン】

【担当】 群馬県立図書館 地域協力係 1000冊プラン担当

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-9-1

TEL:027-231-3008

FAX:027-235-4196

Email:kumamaru-a@pref.gunma.lg.jp